

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年12月1日（平成27年（行情）諮問第714号）

答申日：平成28年10月24日（平成28年度（行情）答申第464号）

事件名：特定地区に所在地がある事業場基本情報の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

以下に掲げる文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別紙に掲げる部分を開示すべきである。

事業場基本情報（A労働基準監督署管轄分のうち、特定地区に所在地があるもの。）

事業場基本情報（B労働基準監督署管轄分のうち、所在地が特定住所のもの。）

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書に係る開示請求に対し、東京労働局長（以下「処分庁」という。）が平成27年8月28日付け東労発総開27-85号及び27-86号で行った各一部開示決定（以下、併せて「原処分」という。）の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

不開示とした部分は、不開示の情報に該当しない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

（1）本件審査請求の経緯

ア 本件審査請求人である開示請求者は、平成27年7月9日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。

イ これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、同年9月1日付けで審査請求を提起したものである。

（2）諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分における法の適用条項を法5条6号から

同号柱書きに改め、また、原処分において不開示とした部分のうち、下記（３）オに掲げる部分については新たに開示した上で、その余の部分については、法５条１号、２号イ及び６号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

（３）理由

ア 本件対象文書の特定について

本件対象文書である事業場基本情報とは、労働基準行政情報システム（以下「基準システム」という。）において電子データとして登録管理されている個別事業場に係る各種情報を出力印刷したものであり、基準システムとは、厚生労働省、都道府県労働局及び労働基準監督署を専用の通信回線で結ぶネットワークシステムであって、個別事業場に係る各種情報（監督指導の状況、災害発生状況等）等を電子データとして登録管理しているものである。

本件開示請求に基づき、処分庁において、「局 東京，署 A労働基準監督署（以下、第３においては「A署」という。），所在地 東京都特定区特定町」を条件に設定し、基準システムにより事業場基本情報の検索を行ったところ、合計４６事業場の情報（以下「８５号対象行政文書」という。）が抽出された。

また、「局 東京，署 B労働基準監督署，所在地 東京都特定区特定町」を条件に設定し、基準システムにより事業場基本情報の検索を行い確認したところ、抽出された事業場のうち特定住所を所在地とする２事業場の情報（以下「８６号対象行政文書」という。）が認められたため、これらを本件対象行政文書として特定した。

イ 事業場基本情報について

本件対象行政文書である事業場基本情報には、「基本情報」、「事業場情報」、「管理状況」、「委託者」及び「参考事項」の各項目から構成された各種情報が記載されている。

そのうち、「基本情報」の項目には、①局名、署名、事業場キー、名称等変更及び廃止年月日、②労働保険番号及び登録区分、③事業場名、④所在地、コード及び郵便番号、⑤代表者職氏名並びに⑥電話番号（総務、安全衛生、FAX）、事業場、委託者及び寄宿舍が記載されている。

「事業場情報」の項目には、⑦業種、⑧労働者数（男女別、事業場全体、派遣、年少者、パート、外国人及び企業全体）及び入力年月日、⑨週所定労働時間及び入力年月日、⑩店社、⑪労働組合、⑫所属団体（関係団体及び事業主団体）、⑬本社所在地並びに⑭主要業務・製品名が記載されている。

「管理状況」の項目には、⑮有害業務の有無・健康診断（定期、有

機溶剤，鉛，四鉛，特化物，石綿，高気圧，電離放射線，酸素欠乏危，じん肺，指導勸奨，作業主任者，就業制限，作業環境測定，健康診断については各最新健診年月日），⑯危険・特定機械有無（プレス，木工加工，荷役運搬，車両系建設，産業ロボット，移動クレーン及びゴンドラ）及び⑰その他（最新監督年月日，最新司法事件年月日，最新死傷病報告年月日，就業規則届出年月日，安衛体制報告年月日，安衛指導年月日，時間外労働・休日労働に関する協定届（届出年月日及び到達番号）及び要監理事業場台帳最新移行年月日）に関する情報が記載されている。

「委託者」の項目には，⑱業種，⑲委託業務及び⑳家内労働者数（男女別，営業所全体及び年少者）に関する情報が記載されている。

「参考事項」の項目には，㉑当該事業場に関するその他参考事項が記載されている。

ウ 原処分における不開示部分について

原処分においては，①のうち事業場キー，②のうち労働保険番号，③事業場名，④のうち所在地（８５号対象行政文書における番地以降の記載に限る。以下同じ。），⑤代表者職氏名，⑥のうち電話番号，⑦業種（８６号対象行政文書に限る。以下同じ。）及び㉑当該事業場に関するその他参考事項（８５号対象行政文書のうち記載のあるものに限る。以下同じ。）を不開示としている。

エ 不開示情報該当性について

（ア）法５条１号不開示情報該当性

本件対象文書に記載された⑤代表者職氏名（法人代表者の職氏名及び事業を営む個人の氏名を除く。）には，特定個人の職，氏名が記載されており，これは，個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができる情報に該当する。

したがって，法５条１号本文に該当し，かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

（イ）法５条２号イ不開示情報該当性

本件対象文書に記載された①のうち事業場キー，②のうち労働保険番号，③事業場名，④のうち所在地，⑤代表者職氏名（法人代表者の職氏名及び事業を営む個人の氏名に限る。），⑥のうち電話番号及び㉑当該事業場に関するその他参考事項は，事業場を特定する情報あるいは事業場の実態に関する情報である。

既に原処分においては，監督・司法事件や有害業務の有無，各種報告の届出年月日等が開示されていることから，事業場名が併せて開示されることになれば，当該事業場にとって秘匿すべき労務管理

や安全衛生管理といった事業場の内部管理に関する種々の情報も公になることとなる。

当該事業場が臨検監督や司法処分を受けた事実や内部管理情報がそのまま公になることは、取引関係や人材確保等の面において同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当する。

なお、86号対象行政文書については、特定住所に所在する特定商業施設の1フロアに限定して開示請求がなされているものである。

当該商業施設のウェブサイトを確認したところ、当該フロアに所在する8事業場にかかる事業場名、業種、電話番号が掲載されているため、⑦業種を公にするだけで事業場名を明らかにすることと同じとなり、上記に加えて⑦業種についても事業場を特定する法5条2号イの不開示情報に該当する。

したがって、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法5条6号柱書き開示情報該当性

本件対象に記載された^②当該事業場に関するその他参考事項には、当該特定事業場がA署との信頼関係を前提として誠実に明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されており、これが公にされた場合には、このような信頼関係が失われ、事業場がA署に対する情報提供に協力的でなくなり、A署の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

オ 新たに開示する部分について

85号対象行政文書において不開示とした情報のうち、⑧のうち労働者数については、法5条各号に定める不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

カ 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「不開示とした部分は、不開示の情報に該当しない。」と主張しているが、不開示情報該当性については、上記エで示したとおりであることから、審査請求人の主張は失当である。

(4) 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

2 補充理由説明書

(1) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、理由説明書において法の適用条項を、法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当すると説明したところ、これに同条6

号ホを加える。

(2) 不開示情報該当性について

理由説明書の「(3)エ 不開示情報該当性について」の(ア)及び(イ)を以下のとおり修正する。

エ 不開示情報該当性について

(ア) 法5条1号不開示情報該当性

本件対象文書に記載された⑤代表者職氏名（法人代表者の職氏名、事業を営む個人の氏名及び公務員等の職氏名を除く。）には、特定個人の職、氏名が記載されており、これは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当する。

したがって、法5条1号本文に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 法5条2号イ及び6号ホ不開示情報該当性

本件対象行政文書に記載された①のうち事業場キー、②のうち労働保険番号、③事業場名、④のうち所在地、⑤代表者職氏名（法人代表者の職氏名、事業を営む個人の氏名及び公務員等の職氏名に限る。）、⑥のうち電話番号及び㉑当該事業場に関するその他参考事項は、事業場を特定する情報あるいは事業場の実態に関する情報である。

既に原処分においては、監督・司法事件や有害業務の有無、各種報告の届出年月日等が開示されていることから、事業場名が併せて開示されることになれば、当該事業場にとって秘匿すべき労務管理や安全衛生管理といった事業場の内部管理に関する種々の情報も公になることとなる。

当該事業場が臨検監督や司法処分を受けた事実や内部管理情報がそのまま公になることは、取引関係や人材確保等の面において同業他社との間で競争上の地位や企業経営上の正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号に規定する法人等の事業場については同号イの、その余の法人等の事業場については同条6号ホの不開示情報に該当する。

なお、86号対象行政文書については、特定住所に所在する特定商業施設の1フロアに限定して開示請求がなされているものである。

当該商業施設のウェブサイトを確認したところ、当該フロアに所在する8事業場にかかる事業場名、業種、電話番号が掲載されているため、⑦業種を公にするだけで事業場名を明らかにすることと同じとなり、上記に加えて⑦業種についても事業場を特定する法5条2号イの不開示情報に該当する。

したがって、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年12月1日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月21日 審議
- ④ 平成28年8月26日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、
本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年9月8日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同年10月20日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「事業場基本情報（A労働基準監督署管轄分のうち、特定地区に所在地があるもの。）」及び「事業場基本情報（B労働基準監督署管轄分のうち、所在地が特定住所のもの。）」（本件対象文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部について、法5条1号、2号イ及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示するとして、その余の部分については、法の適用条項を変更し、法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びホに該当するとして、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるとしているので、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 「労働保険番号」、「事業場名」、「所在地」及び「電話番号」の各欄について

当該部分は、事業場が特定される情報が記載されているところ、原処分において既に事業場情報や監督・司法事件や有害業務の有無、各種報告の届出年月日等を開示するとされていたのであるから、これらが公にされた場合には、当該特定事業場と競争上の地位にある他の事業場等に、特定事業場の具体的な労務管理状況や有害業務の有無、A労働基準監督署又はB労働基準監督署が行った臨検監督や司法送致の有無、災害発生状況などを知られることとなり、取引関係や人材確保等の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分のうち、法5条2号に規定する法人等の事業場については、同号イに、その余の法人等の事業場については、同条6号

ホに、それぞれ該当すると認められるので、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 「事業場キー」欄について

諮問庁は、当該部分の不開示情報該当性について、事業場が特定される情報であり、既に原処分においては、監督・司法事件や有害業務の有無、各種報告の届出年月日等が開示されていることから、事業場名が併せて開示されることになれば、当該事業場にとって秘匿すべき労務管理や安全衛生管理といった事業場の内部管理に関する種々の情報も公になることとなり、当該事業場が臨検監督や司法処分を受けた事実や内部管理情報がそのまま公になることは、取引関係や人材確保等の面において同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イ及び6号ホの不開示情報に該当すると説明する。

そこで、事業場キーとは、どのような場合に付与され、業務ではどのように使用されている番号であるかについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、事業場キーとは、労働基準監督機関の職員が基準システムにより事業場を登録した際に機械的に付与される事業場の番号であり、類似名称の事業場が複数ある場合等において、対象事業場を検索する場合等に使用されるとのことであった。

この説明を踏まえると、当該部分が公にされたとしても、直ちに該当する事業場が特定されるとは認められないことから、当該事業場が臨検監督や司法処分を受けた事実や内部管理情報がそのまま公になるとの諮問庁の説明は首肯できない。

したがって、当該部分は、法5条2号に規定する法人等の事業場については同号イに該当せず、その余の法人等の事業場については同条6号ホに該当せず、開示すべきである。

(3) 「代表者職氏名」欄について

ア 当該欄に法人代表者の職氏名、事業を営む個人の氏名及び公務員等の職氏名が記載されている部分について

当該部分は、事業場が特定される情報であって、上記(1)と同様の理由により、法5条2号に規定する法人等の事業場については、同号イに、その余の法人等の事業場については、同条6号ホに、それぞれ該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 当該欄のうち上記アで検討した部分以外の部分について

当該部分には、特定の個人の職氏名が記載されているところ、当該部分は法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 「業種」欄について

当該部分の不開示情報該当性について、諮問庁は上記第3の1(3)エ(イ)のとおり説明する。

当審査会事務局職員をして当該商業施設のウェブサイトを確認させたところ、当該フロアに所在する事業場に係る情報は諮問庁の説明のとおりであった。

そうすると、当該部分を公にするだけで事業場名を明らかにすることと同じとなるとの諮問庁の説明は是認できる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(5) 「参考事項」欄について

当該部分には、当該特定事業場の実態に関する情報が記載されている。当該情報は、当該事業場がA労働基準監督署との信頼関係を前提として明らかにしたものであると認められる。

そうすると、当該部分が公にされた場合に、当該事業場とA労働基準監督署の信頼関係が失われ、事業場がA労働基準監督署に対する情報提供に協力的でなくなり、A労働基準監督署の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び6号に該当するとして不開示とした各決定については、諮問庁が同条1号、2号イ並びに6号柱書き及びホに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別紙に掲げる部分は、同条2号イ及び6号ホのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条1号、2号イ並びに6号柱書き及びホに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

事業場キ一